

9.7 日中原子力協力協定

9.7.1 経緯

- ・ 1983 年 9 月に北京で開催された第 3 回日中閣僚会議において、両国の原子力平和利用分野における協力を促進し、発展させるべく政府間で話し合いを進めていくことで日中両国の意見が一致
- ・ この結果を受けて、第 2 回日中科学技術協力委員会に中国側関係者が来日した機会をとらえ、日中間の原子力協力に関する政府レベルの初めての会合が 1983 年 10 月、東京にて開催
- ・ 同年 12 月に北京で開催された日中原子力協力協定交渉において、日中間の原子力協力を円滑に進めていくための協定をできるだけ早期に締結すること、日中間の原子力協力を平和利用分野に限定すること及び協定が締結されるまでの間にも協力が可能な分野については、これを進めていくことで合意。また、平和利用確保の問題については、双方の立場に隔たりがあるが、話し合いを継続していくことで合意
- ・ 1984 年 2 月以降、協議が東京、北京において交互に開催され、日中原子力協力協定の締結に向けて具体的な検討が進められていたが、1985 年 7 月 31 日、第 4 回日中閣僚会議の場で署名。その後、同協定は所要の国内手続きを経て、1986 年 7 月 10 日付けで発効

9.7.2 構成

協定(10 条からなる本文、附属書 A,B)、合意議事録

9.7.3 概要

○協力の形態

- ・ 協力の形態として、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備、施設の移転、役務の提供を規定(第 2 条)

○協力の分野

- ・ 協力の分野として、放射性同位元素(RI)及び放射線の利用、ウラン資源探鉱・採掘、軽水炉・重水炉の設計・建設・運転、軽水炉・重水炉の安全問題、放射性廃棄物処理処分、放射線防護及び環境監視を規定(第 3 条)
- ・ 濃縮、再処理、重水製造及びプルトニウムの移転にかかる協力については別個の取極が必要(合意議事録第 2 パラグラフ)

○平和利用

- ・ 平和的目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の、核爆発装置の開発、製造目的、軍事目的での使用を禁止(第 4 条第 1 項、第 2 項)

○保障措置

- ・ 核爆発装置の開発、製造目的、軍事目的での使用禁止の遵守の確保のため、本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、それぞれの異なる立場に従い、IAEA に対して保障措置適用を要請（第 4 条第 3 項）
- ・ 中国が受領締約国となる場合には、IAEA との間でボランタリーオファー型の保障措置協定を可及的速やかに締結することを確認¹⁹
- ・ 日本に関しては 1977 年 3 月 4 日に署名された NPT に基づく IAEA との協定が第 4 条第 3 項の要件を満たすことを確認（以上、合意議事録第 3 パラグラフ）
- ・ 保障措置の維持は軽水炉、重水炉の設計、建設、運転に関する協力の条件であることを確認（合意議事録第 4 パラグラフ）

○管轄外移転

- ・ 本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の管轄外移転に関しては、他方締約国の事前同意が必要（第 5 条）

○核物質防護

- ・ 本協定の下で移転された核物質、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関しては、附属書 A（核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ）に定める指針に従い、適切な防護措置を適用（第 6 条）

○協定違反の場合の措置

- ・ 他方締約国の要請に基づき、相互協議、遵守を確保するための適切な措置を実施（第 8 条）

○存続期間

- ・ 15 年間有効
- ・ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を文書により通告しない限り、自動的に 5 年ずつ延長
（第 10 条）

¹⁹ IAEA と中国の間のボランタリーオファー型の保障措置協定は 1989 年 9 月 18 日に発効

資料 9-7 日中原子力協力協定

・日中原子力協力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

(昭和 61 年 7 月 10 日)
条 約 第 6 号

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
原子力の平和的利用における両国間の協力を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

この協定の適用上、

- (a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及び中華人民共和国政府をいう。
- (b) 「認められた者」とは、いずれか一方の締約国政府の管轄の下にある個人又は法人その他の団体であって核物質、資材、設備及び施設を供給し若しくは受領すること又はコンサルタントの役務その他の役務を提供し若しくは受領することを当該締約国政府により認められた者をいい、日本国政府及び中華人民共和国政府を含まない。
- (c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書BのA部に掲げるものをいう。
- (d) 「資材」とは、原子炉用の資材であってこの協定の附属書BのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (e) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。
 - (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン同位元素ウラン235の劣化ウラントリウム金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質他の物質であって両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの両締約国政府が文書により認めるその他の物質
 - (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。プルトニウム239ウラン233ウラン235同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン前記の物質の1又は2以上を含有する物質両締約国政府が文書により認めるその他の物質「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。
- (f) 「施設」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は建設された建物又は構築物をいう。
- (g) 「回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質」とは、この協定に基づいて供給された核物質、資材、設備又は施設の使用から1又は2以上の処理により生ずる特殊核分裂性物質をいう。

第2条

両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令及び許可要件に従うことを条件として、両国における原子力の平和的利用のため、次の方法により協力する。

- (a) 両締約国政府は、専門家の交換によるそれぞれの管轄内にある組織の間における協力を助長する。日本国の組織と中国の組織との間におけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入

国及び自国の領域における滞在を容易にする。

- (b) 両締約国政府は、供給者と受領者との間において合意によって定める条件で情報を交換することを容易にする。
- (c) 一方の締約国政府又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、核物質、資材、設備及び施設を他方の締約国政府又はその認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。
- (d) 一方の締約国政府又はその認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府又はその認められた者にコンサルタントの役務その他の役務を提供し又はこれらからコンサルタントの役務その他の役務の提供を受けることができる。
- (e) 両締約国政府が適当と認めるその他の方法

第3条

第2条に規定する協力は、次に掲げる分野において行うことができる。

- (a) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (b) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (c) 軽水炉及び重水炉の設計、建設及び運転
- (d) 軽水炉及び重水炉の安全上の問題
- (e) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (f) 放射線防護及び環境監視
- (g) 両締約国政府が合意するその他の分野

第4条

- 1 この協定に基づく協力は、平和的目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。
- 3 2の規定の遵守を確保するため、両締約国政府は、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、それぞれの異なる立場に従い、国際原子力機関に対して、それぞれの管轄内において保障措置を適用することを要請する。

第5条

この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除き、一方の締約国政府の管轄の外に移転してはならない。

第6条

- 1 両締約国政府は、それぞれその管轄内にあるこの協定に基づいて受領された核物質及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に対し、この協定の附属書Aに定める指針の示すところ

に沿って、適切な防護の措置をとる。

- 2 この協定に基づいて受領された資材、設備及び施設は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従って防護する。

第7条

- 1 両締約国政府は、この協定に基づく協力を促進するため、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定に基づく協力の進展及び結果について検討すること並びに相互に関心を有する事項について討議することができる。
- 2 この協定の解釈又は実施から問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、相互に協議する。
- 3 2に規定する協議又は両締約国政府の合意するその他の方法により問題が解決されない場合には、両締約国政府は、その問題を調停手続に付託することができる。

第8条

両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府による第4条、第5条又は第6条の規定に対する違反があるときは、他方の締約国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、第4条、第5条又は第6条の規定の遵守を確保するための適切な措置をとる。

第9条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第10条

- 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続きがそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、15年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの期間の満了の日の少なくとも6箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させることを文書によって通告しない限り、自動的に5年の期間ずつ延長される。
- 2 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、これらが関係締約国政府の管轄の下にある間又は両締約国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の第1条及び第4条から第8条までの規定は、引き続き効力を有する。
- 3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないかについて相互に協議するものとし、かつ、改正に合意することができる。

このような改正は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続きがそれぞれの国において完了したことを相互に通告した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1985年7月31日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

呉 学 謙

附属書A 防護の水準の指針

付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第3群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

2 第2群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

3 第1群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第2群について定められた防護区域内であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)
- (b) 輸送に当たっては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

核 物 質	形 態	第 1 群	第 2 群	第 3 群
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	2 キログラム以上	500 グラムを超え 2 キログラム未満	500 グラム以下 (注c)
2 ウラン 235	未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント以上のウラン	5 キログラム以上	1 キログラムを超え 5 キログラム未満	1 キログラム以下(注c)
	未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のウラン		10 キログラム以上	10 キログラム未満(注c)
	未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え 10 パーセント未満のウラン(注d)			10 キログラム以上
3 ウラン 233	未照射(注b)	2 キログラム以上	500 グラムを超え 2 キログラム未満	500 グラム以下(注c)
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率 10 パーセント未満) (注e、注f)	

注a プルトニウム 238 の同位体濃度が 80 パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラド以下であるもの

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が 10 パーセント未満の濃縮ウランであって第3群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注e 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラドを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

附属書B

A部

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間 100 グラムを超えない炉をいう。)年間 100 グラムを著しく超える量のプルトニウムを生産するように改造することが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのプルトニウム生成能力がいかなるものであっても、「ゼロ出力炉」とはされない。
- 2 原子炉圧力容器1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、1次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品
- 3 原子炉内装物
- 4 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作の設備であって、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作(例えば、通常、燃料を直接見る事又は燃料へ近づくことができない場合の操作)を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの
- 5 原子炉制御棒1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒
- 6 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び1次冷却材を 50 気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 7 ジルコニウム管ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対 500 未満のもの

B部

- 8 重水素及び重水1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が1対 5,000 を超える重水素化合物
- 9 原子炉級黒鉛ホウ素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、1立方センチメートル当たり 1.50 グラムを超える密度を有する黒鉛

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に関する合意された議事録の署名

〔昭和 61 年 7 月 10 日〕
〔外務省告示第 276 号〕

(訳文)

合意された議事録

本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 協定第2条(c)に関し、供給締約国政府は、核物質、資材、設備及び施設のそれぞれの移転につき、受領締約国政府に対し、船積みの前に文書によって通報することが確認される。
- 2 協定第3条(g)に規定する協力に関し、濃縮、再処理及び重水製造のため技術の分野並びにそれらのための設備及び施設の移転の分野又はプルトニウムの移転の分野における協力については、いかな

る場合にも両締約国政府の間の別個の取極が必要とされることが確認される。

- 3 協定第4条3に関し、中華人民共和国政府は、受領締約国政府となる場合には、協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、自発的に提起することによりできる限り速やかに国際原子力機関との間で同機関による保障措置の適用のための協定を締結することを確認する。日本国に関し、1977年3月4日に署名された核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定は、協定第4条3に定める要件を満たすことが確認される。
- 4 協定第4条3により要求される保障措置の維持は、協定第2条(c)に定める協力の条件であることが確認される。協定第4条3に定める保障措置がいずれか一方の締約国政府の管轄内において国際原子力機関により適用されない場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、協定第4条2の規定の遵守を確保するための相互に受諾可能な取極を行う。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

呉 学 謙

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百八十五年七月三十一日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)及び協定についての合意された議事録に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の合意された議事録の規定に従って両政府間で行われた最近の協議に言及するとともに、前記の合意された議事録に規定する相互に受諾可能な取極として、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1 両政府は、両国における原子力活動を妨げ若しくは遅延させ、又はこれに対して不当に干渉することを回避する必要性を認識して、協定の規定に従って原子力の平和的利用のために協力することが確認される。
- 2 協定第四条に関し、協定の効果的な実施のため、両政府は、相互に合意した形式を用い、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び施設の最新の在庫目録を一年単位で交換することが確認される。
- 3 中華人民共和国政府の管轄内において、協定に基づき日本国から受領された核物質、資材、設備及び施設が置かれる施設は、千九百八十八年九月二十日に署名された中国における保障措置の適用のための中華人民共和国と国際原子力機関(以下「機関」という。)との間の協定に基づく機関による保障措置の適用について適格性を有する施設として、中華人民共和国政府より機関に対して通報される。
- 4 協定の適用を受ける回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質であって中華人民共和国政府の管轄内にあるものは、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設以外の施設に置かれることが確認される。
- 5 協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は施設が、機関による保障措置の適用について適格性を有するが機関が保障措置の適用上選択していない施設に置かれることとなる場合には、中華人民共

和国政府は、次の補助的措置をとる。

- (a) 協定の適用を受けるすべての核物質は、中華人民共和国において効力を有する関係法令に従って、協定及びこの取極の実施のための適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされる。
- (b) 中華人民共和国政府は、日本国政府に対し、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表を毎年提供する。
- (c) 中華人民共和国政府は、日本国政府に対し、相互に合意した形式を用い、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び施設の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。
- (d) 中華人民共和国政府は、実施可能な範囲内で、機関が保障措置の適用上選択している施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を実施することができるものとし、この場合には、日本国政府に対し、当該核物質に代わる核物質の在庫を含む関連情報を一年単位で提供する。

6 この取極の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両政府は、いずれか一方の政府の要請に基づき、協定についての合意された議事録4の規定に従って相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び中華人民共和国政府に代わって前記の取極を確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(中国側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本部長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本部長は、更に、中華人民共和国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である中国語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。